

2024年12月20日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」を改訂いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 2025年1月20日改訂実施分

##### (1) 改訂趣旨

インターネットバンキングの解約におけるネット申込機能の導入に伴う改訂

##### (2) 改訂内容

第21条第1項の改訂（改訂後の規約は[こちら](#)からご確認いただけます）

改訂前	改訂後
本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。 <u>ただし、契約者からの通知は当行所定の書面によるものとします。</u>	本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。 <u>なお、契約者からの通知は当行所定の方法によるものとします。</u>

#### 2. 2025年2月3日改訂実施分

##### (1) 改訂趣旨

住所変更サービスの利用対象者拡大に伴う改訂

##### (2) 改訂内容

第10条第2項の改訂（改訂後の規約は[こちら](#)からご確認いただけます）

改訂前	改訂後
住所変更サービスは、当行所定の方法により手続きをします。 <u>なお、当座預金、各種ローン、マル優、マル特、財形、投資信託、外貨預金等の取引を利用している場合は、住所変更サービスでは取扱いできません。</u>	住所変更サービスは、当行所定の方法により手続きをします。 <u>なお、当座預金、住宅ローン、マル優、マル特、財形、投資信託等の取引を利用している場合は、住所変更サービスでは取扱いできません。</u>

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 デジタル推進部 大道口・高橋  
電話 019-623-1111（代表）

以上